

(参考) 改正概要

1. 監視伝染病の名称

令和2年家畜伝染病予防法及び施行規則の改正により、監視伝染病の名称が変更されたことに合わせ、本通知の規定中の監視伝染病の名称の記載を変更した。

「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「結核病」を「結核」に、「馬モルビリウイルス肺炎」を「ヘンドラウイルス感染症」に変更。

2. 押印の廃止

デジタル時代における行政のあり方として、デジタル三原則に則ったデジタルガバナメントの実現が求められており、全省的に行政手続き等の押印主義の見直しが実施されているところ、本通知で定める様式においても押印の必要性を検討した結果、押印を廃止することとした。(別記様式1から4)

3. 元号変更

各様式中の元号を「平成」を「令和」に修正。

4. 用紙サイズの規格の名称変更

昨年度の工業標準化法の改正に伴うハネ改正として、各様式の用紙サイズを規定している規格名称の「日本工業規格」を「日本産業規格」へ修正。